

○草津市議会基本条例

平成26年12月26日

条例第44号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会および議員の基本原則（第2条—第4条）

第3章 市民に開かれた議会（第5条—第7条）

第4章 政策の立案および提言を行う議会（第8条—第11条）

第5章 行政の監視および評価を行う議会（第12条—第16条）

第6章 議会の機能向上（第17条・第18条）

第7章 議員定数および議員報酬（第19条・第20条）

第8章 他の条例との関係および見直し手続（第21条・第22条）

付則

前文

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行以後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定や自己責任の範囲がより一層拡大する中で、草津市の議事機関である草津市議会（以下「議会」という。）の果たす役割は大きくなっています。

平成23年7月に市政運営の基本的な考え方や原則を定めた草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）には、議会の役割として、議決の権限を行使し、もって市の意思決定を担うとともに、「市民に開かれた議会」、「政策の立案や提言を行う議会」、「行政の監視および評価を行う議会」を3つの柱とし、これらの機能の充実を図るための議会活動を行うこととされています。

議会は、執行機関である市長と緊張関係の下で二元代表制の一翼を担い、市民の代表として、多様な意見をくみ取りながら自由闊達^{かつ}な討議を重ね、最良の意思を決定し、市民に信頼される議会を目指さなければなりません。

地方自治の本旨に基づき、豊かな草津市を実現するため、掲げた役割と目的を達成することを決意し、ここに草津市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、草津市の議事機関である議会の役割を明らかにし、議会運営の基本事項を定めることにより、議会および議員の活動の活性化および充実を図り、もって市民福祉の向上および市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会および議員の基本原則

(議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表である議員により構成する議事機関として、議決の権限を行使し、市の意思決定を担う。

2 議会は、市民に開かれた議会を基本とし、市民にわかりやすい情報の発信に努めるとともに、市民が議会に参加する機会の拡充に努めるものとする。

3 議会は、市の課題の提起および解決に向けた政策の立案および提言を積極的に行うために、議員間で十分に議論し、議会としての合意形成を図るものとする。

4 議会は、行政運営の状況を監視および評価し、適正に執行が実施されるよう努めるものとする。

5 議会は、その機能を充実させるため、議会運営の改革を継続的に行うとともに、積極的な調査研究活動に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者として、市民全体の福祉の向上に寄与するとともに、別に条例で定める政治倫理規準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、議会活動について市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるものとする。

4 議員は、市民の負託に応えるために自己の能力を高める不断の研さんに努め、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

(議長および副議長)

第4条 議会の議長（以下「議長」という。）は、議会を代表する中立的、かつ、公平な立場において職務を行い、議会の秩序を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議会の副議長は、議長を補佐し、議長の職務の遂行に寄与しなければならない。

第3章 市民に開かれた議会

(市民への情報公開および情報発信)

第5条 議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取り組みを進めるものとする。

2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。

(多様な市民参加および市民との連携)

第6条 議会は、市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させるものとする。

2 委員会は、請願の審査において、紹介議員の説明後、必要に応じ請願者に意見を聴くことができる。

3 議会は、本会議および委員会の会議において、地方自治法（以下「法」という。）第109条第5項および第115条の2の公聴会制度および参考人制度を活用し、利害関係者の意見、学識経験者等の専門的または政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、議会活動を報告するとともに、市民の意見を聴く場として、定期的に議会報告会を行うものとする。

第4章 政策の立案および提言を行う議会

(討議する議会)

第8条 議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議長および委員長は、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

(政策立案および政策提言)

第9条 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対し政策提言を行うものとする。

2 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実および強化に努めるものとする。

(専門的知見の活用)

第10条 議会は、議案の審査および市の事務に関する調査のため、法第100条の2の専門的事項に係る調査を活用し、討議および審査に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

3 第1項の専門的事項に係る調査および前項の調査機関の設置は、議決により行う。

(政策討論)

第11条 議会は、市政に関する重要施策、課題等に対して議員間の共通認識および合意形成を図り、政策立案等を行うため、政策討論を行うものとする。

第5章 行政の監視および評価を行う議会

(監視機能および審査機能の強化)

第12条 議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

2 議員は、本会議における議案質疑および質問においては、広く市政上の課題を質問し、かつ、質問の論点および争点を明確にしなければならない。

3 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会および特別委員会の専門性および特性を活かした適切な運営に努め、機動力を高めなければならない。

(反問権)

第13条 本会議および委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするため、議長または委員長の許可を得て、反問することができる。

(重要政策等における論点に関する情報の提供)

第14条 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策、事業等(以下「重要政策等」という。)について、議会の審議における論点に関する情報を整理し、政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう市長等に求めることができる。

(1) 重要政策等を必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の機会の有無およびその内容

(4) 草津市総合計画との整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたる効果および費用

2 議会は、重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、予算および決算の審査に当たっては、第1項の規定に準じて、施策別または事業別の説明を市長に求めることができる。

(議決事件)

第15条 法第96条第2項の規定により、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）第13条第2項の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）を議会の議決すべき事件とする。

2 議会は、前項に規定する議決事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。

(評価機能の強化)

第16条 議会は、予算および決算の審査等において、草津市総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。

第6章 議会の機能向上

(議会改革の推進)

第17条 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、または議会改革の継続的な推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査または検討を行わなければならない。

(議会の調査研究体制の充実および強化)

第18条 議員は、法第100条第14項の政務活動費を別に定める条例に基づき、かつ、有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努めるものとする。

3 議会は、政策立案および政策提言ならびに監視、審査、評価および調査の機能の充実および強化のため、大学等研究機関との連携ならびに議会事務局の法務および調査研究体制の整備に

努めるものとする。

第7章 議員定数および議員報酬

(議員定数)

第19条 議会は、議員定数の改定に当たっては、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

(議員報酬)

第20条 議会は、議員報酬の改定に当たって、委員会または議員が提案する場合は、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。

第8章 他の条例との関係および見直し手続

(他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等の制定、改廃、解釈および運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、この条例その他の議会に関する条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第15条第1項の規定は、次に掲げるものについて適用する。

(1) この条例の施行の際現に策定されている基本構想の変更および廃止

(2) 施行日以後の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）の策定ならびに当該基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）の変更および廃止